

種別	肥料の種類	工程	主な生産工程の概要	植害
有機質肥料	乾燥菌体肥料 1 培養によって得られる菌体又はこの菌体から脂質若しくは核酸を抽出したかすを乾燥したもの 2 食品工業、パルプ工業、発酵工業又はゼラチン工業(なめし皮革くずを原料として使用しないものに限る。)の廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を加熱乾燥したもの (S.59 指定)	要	培養によって得られる菌体を加熱乾燥したもの 培養によって得られる菌体から脂質を抽出したかす又は酵母から核酸を抽出したかすを乾燥したもの	
			酵母のほかバクテリア、かび等を加熱乾燥した菌体も含まれる。	要

ポケット肥料要覧より

培養によって得られる菌体又はこの菌体から脂質若しくは核酸を抽出したかすを乾燥したもの。

食品工業、パルプ工業、発酵工業又はゼラチン工業(なめし皮革くずを原料として使用しないものに限る。)の廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を加熱乾燥したものをいう。

窒素全量5.5%以上又は4.0以上(りん酸又は加里を含有する場合)を含有する。